

2022年度 FC刈谷サッカースクール規約

《名称》	第1条	FC刈谷サッカースクール部門とし三河パイフットボールクラブ株式会社が運営する。
《所在》	第2条	本スクールは、愛知県刈谷市に本部を置く。
《活動場所》	第3条	本スクールは、刈谷市内グラウンド等を主な活動場所とする。
《目的》	第4条	本スクールは、これからの未来を支える児童・少年・少女の健全な心身の育成を図り 2022年4月～2023年3月の12ヶ月間とし、毎期末に更新手続きおよび再編を行っていきます。
《期間》	第5条	本スクールの開校期間は毎年4月1日より翌年の3月31日までの期間とする。
《入会資格》	第6条	本スクールに入会するものは、次の条件を備えていなければならない。 ①本スクールの趣旨に賛同するものであること。 ②別に定める資格に該当するものであること。 ③スポーツを行うに適した健康状態であること。
《入会手続》	第7条	2023年度は年間40回を基本として、雨天などについては体育館を使用し行います。小雨の場合は、行う場合があります。
《会費》	第8条	(1) 会費は次のものをいう。 ①入会費 5,000円(税込み) ②年会費 2,000円(税込み) ③月会費 キンダークラス 3,000円(税込み) ビギナークラス 5,000円(税込み) スキルアップクラス 5,000円(税込み) 苦手克服コース 会員3,000円、非会員8,000円(税込み) (2) 月謝は、毎月末最終スクール日に現金にて徴収させていただきます。 苦手克服コース
《年会費》	第9条	会員は、別に定める年会費を、原則として入会時および更新時に支払わなければならない。 途中入会に関しても同様とする。(1月から3月の入会は年会費が免除になります。)
《月会費》	第10条	会員は、別に定める月会費を、毎月支払わなければならない。
《会費の不滞納》	第11条	一旦納入した会費は、入会不許可の場合を除き、原則としてこれを返納しない。
《会費滞納》	第12条	会員が事前の承認手続きを取る場合のほか、会費の納入を怠ったときは、本スクールは指導を停止し、また退会させることができる。
《練習回数》	第13条	(1) 本スクールの練習指導日・期間については、別に定めるスケジュール回数期間による。 (2) やむを得ない事由が発生した場合は、定められた練習指導日・練習時間を変更または中止するものとし、その場合は事前に会員に通知する。 (3) 本スクールの練習指導は年40回とし、それを下回る場合は振替を行う。
《指導内容》	第14条	本スクールは、各コースに指導要領を定めるものとし、指導要領に基づく個別の具体的な練習指導法は各コーチが決定する。
《傷害保険》	第15条	会員はクラブの定めたスポーツ安全保険に加入する
《休会》	第16条	(1) 休会とは、けがもしくはやむを得ない事由により、引き続き1ヶ月以上3ヶ月以内を休む場合をいう。 (2) 休会を希望する会員は、原則休会を希望する月の前月25日までに届け出なければならない。 (3) 休会の費用について
《退会》	第17条	(1) 退会を希望する会員は、原則退会を希望する前月の25日までに届け出なければならない。 (2) 退会の際の費用について
《会員のモラル》	第18条	会員は次の事項を厳守しなければならない。 ①チームワークを守り、会員全員が明るく、楽しく、元気良く行動すること。 ②本スクールの目的にそつよう努力すること。 ③本スクールの定める利用規則を遵守すること。
《除名》	第19条	本規約に違反するなど、本スクールの会員としてふさわしくないと判断したものに対して本スクールは除名することができる。
《事故の責任》	第20条	会員は本スクールの施設利用に際して、本施設利用に関する諸規則および施設管理者ならびに担当コーチの指示に従い行動するものとし、これに反して盗難、傷害等の事故が起ころしても施設管理者、本スクール・コーチ等に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。
《施行》	第21条	本規約は、2022年4月1日より施行する。

連絡先：〒448-0003

刈谷市一ツ木町8丁目11番地12
三河パイフットボールクラブ株式会社
Tel: 0566-62-5160